

(8) 関係機関との連携

事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、本社、支社及び局の利水者対応窓口機能の強化を図る(再掲)ほか、次に掲げる事項を実施する。

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合を決定等する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(年度計画)

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務の実施に努めるため、次の事項を実施する。

事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴う費用負担割合等の決定等を行うに当たっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成16年度をもって事業を完了して平成17年度から管理業務を行うために施設管理規程の作成・変更を要する事業や、用途間転用に伴う施設管理規程の変更を行うことが予定された管理業務、事業費及び事業計画の変更を行う事業について、費用負担者及び関係機関に対して、必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めることとした。

(平成16年度における取組)

事業実施計画及び施設管理規程の作成又は変更時の情報提供と円滑な調整

1. 滝沢ダム建設事業の総事業費変更

(1) 総事業費変更

滝沢ダム建設事業は、平成10年度の事業実施方針の変更(第一回変更)において、公共補償協定の締結や埼玉県が発電参画等を受けて総事業費を2,100億円、予定工期を平成19年度として変更した。

その後、ダム本体関連工事や付替道路関連工事の進捗によりその内容に変更があったこと、地すべり対策工の計画やコスト縮減計画等の内容が確定したこと等に伴い、総事業費を2,320億円(増額220億円)へ変更するものである。

なお、予定工期については変更はない。

(2) 総事業費の主な変更内容

表-1 滝沢ダム建設事業総事業費の主な変更内容

変更要因	変更項目	変更額(億円)
工事関連	ダム本体関連の変更	180.5
	地すべり対策の変更	112.6
	管理設備の変更	5.7
環境・安全対策	補償関連の変更	35.1
	環境調査等の変更	18.6
事務費等	事務費等の変更	26.8
物価の変化による変更		159.3
合 計		220.0

(3) 事業実施計画変更手続き等

平成15年度に、関係する埼玉県、東京都及び関係利水者等に対して合計5回、総事業費の変更内容の説明会を開催するとともに、関係都県からの約60問の質問に対する回答を行い、また、変更内容についてはホームページに掲載し、情報公開に努めた。

その後、平成15年度末から関係機関への「滝沢ダム建設事業に関する事業実施計画の変更」の協議を行い、平成16年8月までに終えることができた。その後、平成17年5月27日に国土交通大臣より認可を受けた。

2. 徳山ダム建設事業の事業実施計画変更

(1) 総事業費変更及び事業計画の変更

徳山ダム建設事業は、昭和63年の事業実施方針(第一回変更)で総事業費を2,540億円、事業工期を平成12年度としていた。その後、平成9年度の事業実施方針(第二回変更)で、利水計画及び工期(平成19年度)の変更を行った。

平成9年以降事業の進捗により、ダム本体及び洪水吐き工事に着手したこと、付替道路ルート、山林公有地化の事業計画及びコスト縮減計画が確定等したことから、平成15年11月30日に総事業費を3,500億円(増額960億円)とする事業実施計画の変更を行うことを公表した。

徳山ダム建設事業の計画については、洪水調節機能の向上、木曾川水系水資源開発基本計画の全部変更に基づく新規利水量の減量及び発電計画の見直しを踏まえて変更し、平成16年4月29日に国土交通省中部地方整備局事業評価監視委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)に提示して基本的に了承をいただき、関係区市への調整を始めた。

〔主な経緯〕

- ・平成15年8月8日
徳山ダム建設事業に係る総事業費変更について記者発表（変更総事業費3,550億円）
- ・平成15年10月9日
事業評価監視委員会（平成15年度第2回）において、変更総事業費3,550億円提示。
- ・平成15年11月30日
事業評価監視委員会（平成15年度第3回）において、関係機関との協議や今後更なるコスト縮減に取り組むこと等を留意点とし、変更総事業費3,500億円（増額960億円）が基本的に了承された。
- ・平成16年4月29日
事業評価監視委員会（平成16年度第1回）において、関係機関との協議や情報公開に努めること、今後更なるコスト縮減に最善を尽くすこと等を留意点とし、事業継続を了承された。
- ・平成16年6月15日
木曾川水系水資源開発基本計画の全部変更が閣議決定された。
- ・平成16年6月22日
徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議において、早急に徳山ダム建設事業実施計画の変更手続きを進めるとともに、今後も一致協力して事業の推進に努めることが合意された。
- ・平成16年7月15日
徳山ダム建設事業実施計画の変更について、国土交通大臣より認可を受けた。

（2）事業実施計画の変更手続き

徳山ダム建設事業に関する事業実施計画の変更内容について、総事業費変更については、平成15年8月に総事業費の増額を公表して以来、関係県・市及び電力事業者から約500問に上る質問への回答や合計62回の説明会を開催し、関係資料を当機構ホームページに掲載するなど情報公開に努めながら説明を行ってきた。

計画変更については、平成16年4月以降、4月29日の事業評価監視委員会において事業継続が了承され、関係者間の費用負担等については、関係県市等の局部長レベルの徳山ダム建設事業に関する調整会議を開催して調整を進め、6月22日に副知事助役会議において平成19年度の事業完成、更なる縮減努力、情報の積極的な開示などを前提条件に事業実施計画の変更手続きを進めることについて合意に至った。

これらの調整結果を踏まえ、事業実施計画の一部変更に係る法手続の一つである関係機関への協議を開始し、平成16年7月8日に国土交通大臣への認可申請、同月15日付けで徳山ダム事業実施計画変更（第3回）の認可を受けた。また、これを当機構HP等において公表した。

(3) 変更認可後の経過

事業実施計画の変更手続き及びその調整の中で、関係機関から「更なる事業費の縮減」「積極的な情報発信」などについて強く要請が出された。これらについては、変更総事業費3,500億円の算定に当たり縮減を図ることとしたコスト縮減策についての検討とフォローアップを行う「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」、徳山ダム建設事業の全てにわたり事業費、事業量、実施工程の確認及び事業費縮減状況の確認を行う「徳山ダム事業費管理検討会」を設置して、検討状況や事業執行状況を確認しながら進めることとした。

「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」は、平成16年6月15日に設置して以来、平成16年度中に委員会を2回、ダム本体・管理設備・付替道路のワーキンググループを23回実施しており、コスト縮減額の検討状況及び実施状況を当機構HPなどで公表している。

「徳山ダム事業費管理検討会」は、平成16年6月22日に設置して、平成16年度中に検討会を3回、幹事会を9回実施しており、事業執行上の課題であるコスト縮減、事業工程、継続協議事項である山林公有地化、集団移転地対策などについて確認結果について当機構HP等において公表している。

(参考) 徳山ダム建設事業実施計画の変更内容

表-2 徳山ダム建設事業総事業費の主な変更内容

変更要因	変更項目	変更額(億円)
環境・安全対策	環境保全など社会的要請	204
	設計基準改訂等に伴う変更	95
工事・補償関係	設計・施工計画の変更	152
	補償に関わる変更	98
社会経済的要因	物価の変化による変更	241
	消費税の導入による変更	85
事務費	事務費の変更	85
合計		960

表-3 徳山ダム事業計画変更の主な内容

目的	従来計画	変更計画
洪水調節	洪水調節容量：100,000千 m^3 (洪水期) 洪水調節方式：放流量200 m^3/s の一定量放流方式	揖斐川は木曾三川の中で最も治水安全度が低く、平成14年7月洪水をはじめとして、計画高水位を越えるような出水の頻度が高いことから、揖斐川の治水安全度の向上は急務となっており、徳山ダムの洪水調節計画について横山ダムを含めて見直し、両ダムにおいて洪水調節機能の向上を図る。 洪水調節容量：123,000千 m^3 (洪水期) 洪水調節方式：流入量が200 m^3/s 以上となった場合、流入量の全量を洪水調節
流水の正常な機能の維持	不特定容量：58,000千 m^3 (洪水期) 基準地点万石での確保流量： ダム基準年で約17 m^3/s	揖斐川の既得用水が安定的に取水できるように、また河川環境の維持、保全を図るため、不特定容量を増量する。 不特定容量：115,000千 m^3 (横山ダムかんがい用途の振り替え分32,000千 m^3 を含む。) (洪水期) 基準地点万石での確保流量：近年の2/20渇水年約20 m^3/s
	徳山ダムに確保した渇水対策容量を用いて、木曾川水系の異常渇水時に緊急水を補給する。 渇水対策容量：53,000千 m^3	渇水対策容量：53,000千 m^3 (変更なし)
新規利水	新規利水容量：129,000千 m^3 水道用水 岐阜県 1.5 m^3/s 愛知県 4.0 m^3/s 名古屋市 2.0 m^3/s 小計 7.5 m^3/s 工業用水 岐阜県 3.5 m^3/s 名古屋市 1.0 m^3/s 小計 4.5 m^3/s	木曾川水系における水資源開発基本計画の全部変更を受けて、新規利水開発量を12.0 m^3/s から6.6 m^3/s に減量した。 新規利水容量：78,000千 m^3 水道用水 岐阜県 1.2 m^3/s 愛知県 2.3 m^3/s 名古屋市 1.0 m^3/s 小計 4.5 m^3/s 工業用水 岐阜県 1.4 m^3/s 名古屋市 0.7 m^3/s 小計 2.1 m^3/s
発電	徳山発電所 最大出力40万kW 杉原発電所 最大出力2.4万kW	徳山発電所 最大出力15.3万kW 杉原発電所 中止
		横山ダムのかんがい用途を洪水調節用途に振り替えるために必要となる横山ダムが行っている揖斐川沿岸のかんがい用水の補給を行い、最大約22 m^3/s の取水を可能とする。

3. 管理移行に伴う施設管理規程の作成等に係る情報提供・調整

房総導水路建設事業及び愛知用水二期事業（水路等施設部分）については、平成16年度をもって事業を完了し、平成17年度から管理開始となることから、施設管理規程の作成（房総導水路）及び変更（愛知用水二期）を行った。

(1) 房総導水路に関する施設管理規程の作成等

趣旨

房総導水路について、平成17年度から管理業務を行うに当たり、施設管理規程の作成を行うとともに、同施設の一部については農林水産省の両総用水との共有施設であるため、当該区間の管理等について必要な協定の締結等を行ったものである

主な対応内容

- 1) 房総導水路に関する施設管理規程に係る内容の説明・調整
 - ・操作、維持、修繕等に係る規定内容
 - ・管理費用負担割合の考え方
- 2) 両総用水共用施設の管理等に関する協定等に係る内容の説明・調整

関係機関との調整

この施設管理規程の作成等に当たっての関係機関は次のとおりであり、これら関係機関に対して、延べ92日の説明及び調整〔4.(1)の水源調整に関する施設管理規程の変更に係る説明・調整を含む。〕を行った。

表-4 房総導水路に関する施設管理規程の作成に係る関係機関

主務省	厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係省	総務省・財務省・国土交通省
関係都県	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
利水者	
水道用水	千葉県・千葉市・九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団、
工業用水	千葉県

表-5 両総用水共用施設の管理等に関する協定等に係る関係機関

共有当事者	農林水産省関東農政局
管理受託者	千葉県
協定立会人	両総用水土地改良区
房総利水者	
水道用水	千葉県・千葉市・九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団、
工業用水	千葉県

施設管理規程の作成手続き等

- ・施設管理規程の認可 平成17年 3月25日
- ・両総用水共用施設の管理に関する協定等 平成17年 4月 1日

(2) 愛知用水施設等に関する施設管理規程の変更等

趣旨

愛知用水二期事業の水路等施設部分の完了に伴い生じた愛知用水二期施設と旧愛知用水公団が実施した愛知用水事業により生じた愛知用水施設を一体的に管理するため、昭和36年に制定された愛知用水施設管理規程の全部を変更するとともに、犬山導水施設、岐阜県との共同施設である松野ダム等に関する管理等について必要な協定の締結等を行ったものである。併せて、旧愛知用水公団が河川法（昭和39年法律第84号）第47条第1項の規定に基づき、河川管理者から承認を受けた松野ダムの操作規程について、機構法において河川法上の承認を受ける必要がないことから河川管理者あて廃止申請を行ったものである。

主な対応内容

1) 愛知用水施設及び愛知用水二期施設に係る内容の説明・調整

- ・操作、維持、修繕等に係る内容

従前の施設管理規程と主な施設についての操作規程に分離していた操作方法等を変更後の施設管理規程及び施設管理規程細則に規定し、整理を行った。併せて、河川法に基づく松野ダムの操作規程を廃止する申請を行った。

- ・管理費用負担割合の考え方

機構法附則第10条の規定に基づき当事者間の契約により決定していた水路等施設部分の管理費用負担割合を見直し、法定化した。

2) 受委託協定の見直し等

- ・岐阜県との共同施設である松野ダム、犬山導水施設、愛知用水二期施設と愛知用水施設の混在する支線水路等に関する管理について必要な協定の締結等を行った。

関係機関との調整

この施設管理規程の変更等に当たっての関係機関は次のとおりであり、これら関係機関に対して、延べ96日の説明及び調整を行った。

表-6 愛知用水施設及び愛知用水二期施設に関する施設管理規程の作成に係る関係機関

主務省	愛知用水施設：農林水産省 愛知用水二期施設：厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係省	総務省・財務省・国土交通省
関係県	岐阜県・愛知県・長野県・三重県
利水者	
農業用水	岐阜県・愛知県・可児土地改良区・入鹿用水土地改良区・愛知用水土地改良区
水道用水	岐阜県・愛知県
工業用水	可児市・愛知県

表-7 愛知用水施設及び愛知用水二期施設の管理等に関する協定等に係る関係機関

松野ダム	
共有当事者	岐阜県
管理受託者	可児川防災等ため池組合・可児土地改良区
犬山導水施設	愛知県
支線水路等	可児土地改良区・入鹿用水土地改良区・愛知用水土地改良区
協定立会人	岐阜県・愛知県

施設管理規程の変更手続き等

- ・施設管理規程の変更の認可 平成17年 3月28日
- 愛知用水施設及び愛知用水二期施設の管理に関する協定の締結日 平成17年 3月31日

4. その他施設管理規程の変更等に係る情報提供・調整

(1) 房総臨海工業用水の転用に係る水源調整（霞ヶ浦開発施設及び奈良俣ダムに係る施設管理規程の変更、房総導水路に係る施設管理規程における措置）

概要

千葉県内における今後の水需給については、生活用水では給水人口の増加等から千葉市と北千葉広域水道企業団で水源不足が見込まれ、一方、工業用水では経済情勢の変化等から県営房総臨海工業用水の水源の一部に余剰が見込まれるところであった。このため、千葉県では、工業用水の既存水源を生活用水に転用して有効活用を図る水源調整を平成16年度（水源施設）17年度（房総導水路）の2年間で実施することとした。

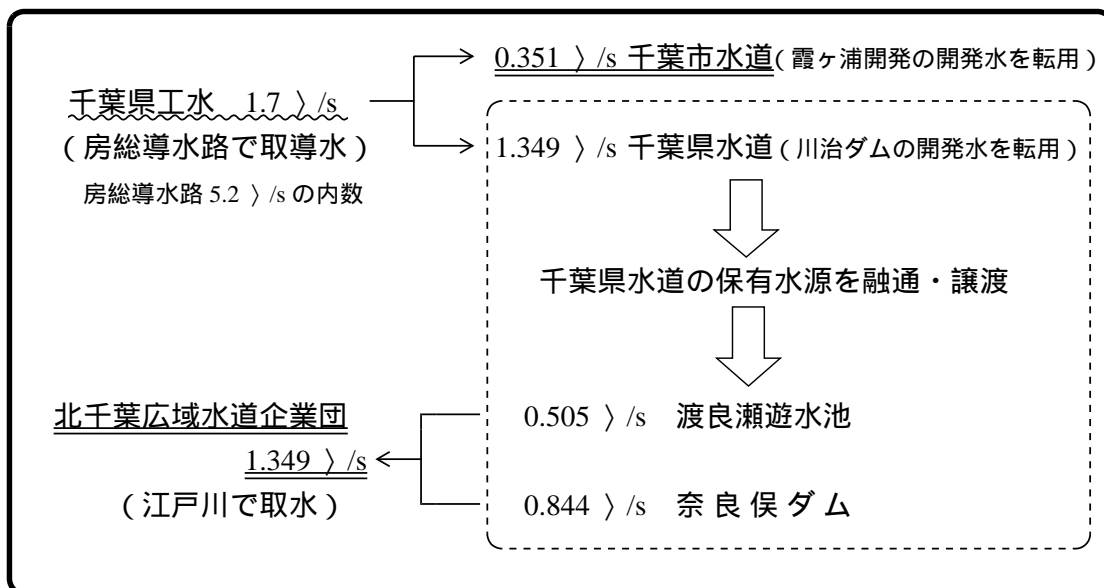
工業用水は、房総導水路により取水（利根川の佐原地点）及び導水し、房総導水路の長柄ダム地点において分水する計画のものであるが、北千葉広域水道企業団は、利根川上流で分派する江戸川での取水が前提となるため、千葉県水道を介した三者間の水源融通が必要となった。

1) 用途間転用

- (イ) 千葉県工水 千葉市水道：水源（霞ヶ浦開発）と房総導水路の0.351m³/sを転用
- (ロ) 千葉県工水 千葉県水道：水源（川治ダム）と房総導水路の1.349m³/sを転用 [北千葉(企)への水源融通を行うため]

2) 地域間水源融通

千葉県水道 北千葉(企)：工水からの転用により確保した水量相当を融通
 融通する水源は、江戸川で取水が可能な渡良瀬遊水池
 (0.505m³/s) 及び奈良俣ダム (0.844m³/s)



このような水源調整に伴い、次のような水量変更等の内容とする施設管理規程の変更を行った。

霞ヶ浦開発施設（平成17年4月1日から変更実施）

千葉市水道用水	-	0.351 m³/s（新規）
千葉県工業用水	1.20 m³/s	0.849 m³/s（0.351）

奈良俣ダム（平成17年4月1日から変更実施）

千葉県水道用水	1.328 m³/s	0.484 m³/s（0.844）
北千葉広域(企)水道用水	0.2 m³/s	1.044 m³/s（+0.844）

房総導水路（平成18年4月1日から変更実施）

千葉県水道用水	0.500 m³/s	1.849 m³/s（+1.349）
千葉市水道用水	0.060 m³/s	0.411 m³/s（+0.351）
千葉県工業用水	5.200 m³/s	3.500 m³/s（1.700）

主な対応内容

- 1) 次の施設管理規程に係る措置内容の説明・調整
 - ・霞ヶ浦開発施設（変更）
 - ・奈良俣ダム（変更）
 - ・房総導水路（新規作成に併せて平成18年4月1日からの転用を措置）
- ア) 水源施設に係る開発水量の変更
- イ) 房総導水路の取水量及び導水量に係る経過措置
- ウ) 管理費用負担割合の変更
- 2) 建設費補助金及び利水者の建設費負担金の調整

関係機関との調整

この水利転用に伴う施設管理規程の変更等に当たっての関係機関は次のとおりであり、これら関係機関に対して、延べ71日の説明及び調整を行った〔再掲。3.(1)の房総導水路に関する施設管理規程に係る説明・調整を含む。〕。

1) 霞ヶ浦開発施設

表-8 霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	国土交通省
関係省	総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省
関係都県	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
利水者	
農業用水	茨城県・千葉県
水道用水	茨城県・潮来市・東町*・千葉市・銚子市・佐原市・九十九里地域水道企業団・小見川広域水道企業団・東京都
工業用水	茨城県・千葉県

(注): 平成17年3月22日から「稲敷市」

2) 奈良俣ダム

表-9 奈良俣ダムに関する施設管理規程の変更に係る関係機関

主務省	国土交通省
関係省	総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省
関係都県	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
利水者	
農業用水	千葉県
水道用水	群馬県・高崎市・渡良瀬水道企業団・茨城県・埼玉県・千葉県・印旛郡市広域市町村圏事務組合・長門川水道企業団・東総広域水道企業団・神崎町・九十九里地域水道企業団・北千葉広域水道企業団・東京都
工業用水	群馬県

施設管理規程の変更手続き等（霞ヶ浦開発施設・奈良俣ダム）

- | | |
|----------------------|-------------|
| ・施設管理規程の変更の認可 | 平成17年 3月28日 |
| ・施設管理規程の変更の認可 | 平成17年 3月28日 |
| ・建設負担金の調整に係る協定書締結 | 平成17年 3月24日 |
| ・補助金適化法に基づく使用目的変更の承認 | 平成17年 3月25日 |

(2) 安全で確実な操作を推進するための施設管理規程の変更(洪水警戒体制の発令基準等の明確化等)

当機構の管理するダムについて、平成15年度には安全で確実なダム操作を推進する観点等から、洪水警戒体制の発令基準の見直し(气象台による注意報等の発令に係る地域区分の細分化への対応)を行うとともに、ダム操作の内容を明確にするため、16ダム(特定施設)について施設管理規程の変更を行ったところである。

また、平成16年度には湖沼開発施設のうち霞ヶ浦開発施設について、洪水警戒体制の発令基準や体制発令時において執るべき措置をはじめとする施設の操作等について再整理・明確化を行い、国土交通省との調整や関係都県等への説明を行って、前記(1)の施設管理規程の変更において併せて措置した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

新規に実施する事業や、建設中の事業に係る事業実施計画の作成・変更、今後管理開始が予定されている施設に係る施設管理規程の作成、用途間転用など水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定、総事業費の変更等に当たっては、平成16年度と同様に、費用負担者及び関係機関に対して必要な情報の提供を行い、円滑な調整に努めることとしている。このことから、中期計画に掲げる関係機関との連携(事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整)については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 関係機関との連携

利水者説明会の実施

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

利水者に対して、個別事業の年間計画策定時等、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うため、年1回以上説明会を実施する。

(年度計画)

利水者に対して、平成16年度の個別事業の年間計画策定時及び平成17年度の予算要求時において、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うための説明会を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

利水者に対し、適時適切な情報提供等を行うとともに利水者の要望等を把握するため、個別事業に係る平成16年度業務内容及び平成17年度の予算要求内容等についての説明会を実施することとした。

(平成16年度における取組)

利水者説明会の実施

平成16年には、平成17年度の予算概算要求案及び平成16年度の事業計画等について、利水者に対する説明会を平成16年4月から8月にかけて実施した。説明項目、説明時期等については、各地域ごとに利水者の要望等を踏まえて決定した。

本社(関東)管内における管理業務の平成17年度予算概算要求案の説明は、平成16年4月末から7月初めの間で実施した。

一部の管理業務について、以前は7月末から8月にかけて説明会を実施してきたが、利水者から決定額についての報告を受けるのではなく、概算要求案の変更可能な時期での説明を受けたいとの要望等も踏まえ、従前より3ヶ月早い時期に説明会を実施することとした。

また、ダム建設事業に係る予算説明会については、従前は開催していなかったが、利水者の意見を把握・反映するため、平成16年度から説明会を実施した。平成16年6月にダム建設事業の当該年度の実施内容などを説明し、平成16年8月に平成17年度予算概算要求説明会を実施した。

中部支社管内においては、機構移行後に各利水者に中期計画の説明を行った際に、複数の利水者から機構全体の計画目標は分かったが、個別事業ごとにブレイクダウンして説明されたいとの強い要望等を踏まえ、水路事業については平成16年6月に開催した各管理委員会・管理運営協議会の幹事会の場で、ダム事業については5月から6月に実施した平成16年度予算説明会において、平成16年度計画及び平成17年度予算概算要求案と

もに、今中期計画期間中（平成16年度から19年度）の数値目標を示して、説明を行った。

また、徳山ダム建設事業については、平成16年8月に徳山ダム事業費管理検討会を設置し、その場を通じて各利水者と事業費管理について協議している。

関西支社管内における主な取組事例としては、高山ダムの「ダム貯水池水質保全事業」が平成16年度で完了することに伴い、平成16年7月に、各利水者ごとに事業の内容説明及び管理費の費用負担について説明を行ったところ、当初は、一部の利水者から利水者負担には応じられない、効果検証が先である等の意見が出された。その後説明及び協議を行い、平成16年9月再度全利水者を対象に合同説明会を実施し、全利水者の理解を得て平成17年度から管理業務に入ることとなった。

吉野川局管内においては、平成16年度に台風15号の影響で発生した早明浦ダム災害において、ダム貯水池周辺に約100箇所に及ぶ被害が生じた。このため、災害発生後速やかに関係利水者に対し、被害状況の報告を行い、その後も復旧状況・災害申請内容などの説明又はFAX電話等による情報提供を実施し、災害復旧工事の推進に理解を深めて頂くよう努めた。

また、従前から利水者説明を行う都度、「コスト縮減への要請」を度々求められてきたため、平成17年度予算変更の説明の際に、平成15年度に取り組んだ吉野川局管内のコスト縮減内容についての説明も併せて実施した。

筑後川局管内においては、利水者に対して予算要求前に特別経費の説明、予算要求後には予算内容及び負担金額の説明を個別事業ごとの説明を行った。併せて、水源状況やトピックスの説明を行った。

また、利水者に対する個別の説明に加えて、「都市用水利水者と水資源機構との連絡会」を4回開催し、水源状況、機構事業、水質、上下流交流、技術等の情報交換、予算、水管理、水質汚濁対応等の情報提供を行った。こうした取組の中から、利水者と連携した「技術研究発表会」を開催（利水者から3課題発表）し、また、利水者との合同で「危機管理訓練」を行った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度の利水者説明会については、本社管内をはじめとして各支社・局管内において、可能な限り利水者の要望に対応した形で実施するよう努めたところである。

今後もこれらの取組を引き続き行うことにより、中期計画に掲げる利水者説明会の実施については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8) 関係機関との連携

ダム等施設管理業務説明会の実施

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等について、年1回以上説明会を実施する。

(年度計画)

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等についての説明会を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

ダム等の水源地域や、水路等施設の周辺地域への情報提供及び必要な打合せを行い、地域の関係機関との連携を深めていくこととし、その一つとして、ダム放流時の連絡や手続きについて、説明会を実施することとした。

(平成16年度における取組)

ダム等施設管理業務説明会の実施

平成16年度には、特定施設であるダム・堰の25施設及び利水ダム2施設において、関係機関に対して、放流時の連絡体制や手続きに関する説明会を出水期前に実施した。また、出水後に洪水調節の説明等を実施するなど、放流に関する説明会を延べ46回実施した。



写真-1 放流警報説明会の状況(早明浦ダム)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、ダム放流時の連絡、手続き等についての説明会を出水期前に実施した。平成17年度以降も継続して実施することとしており、中期計画に掲げる関係機関との連携（ダム等施設管理業務説明会の実施）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 関係機関との連携

用水路等施設管理業務の協議会等の実施

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うため、年1回以上協議会等を開催する。

(年度計画)

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うための協議会等を開催する。

(年度計画における目標設定の考え方)

利水者に対し、適時適切な情報提供等を行うとともに利水者の要望等を把握するため、用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議等を内容とする管理運営協議会等を実施することとした。

(平成16年度における取組)

用水路等施設管理業務の協議会等の実施

管理運営協議会開催については、利水者からの意見・要望も踏まえて、機構から利水者への一方的な情報伝達の場合でなく、活発な意見交換の場となるよう努めた。そのため、平成16年度では、機構と利水者が議題に対して共通の意識を持つような配慮、話題性のある議題設定(参照)、出席者からいただく報告(参照)等を通じて幅広く、かつ、活発な意見交換がなされる協議会の場となった。

話題性のある議題：コイヘルペスへの対応状況、各管理所のアクションプログラム紹介、機構による利水者へのアンケート結果の報告、緊急改築事業の概要、平成16年度計画

出席者からの報告：印旛沼河川管理整備事業、北総中央用水事業の現状、利根川の水質について、高度浄水処理施設の竣工

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度における用水路等施設管理業務の協議会等については、利水者からの意見・要望を踏まえ、活発な意見交換・協議の場となるよう努めたところである。

今後もこれらの取組を引き続き行うことにより、中期計画に掲げる用水路等施設管理業務の協議会等の実施については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8) 関係機関との連携

危機的状況時における関係機関との積極的な連携

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

(年度計画)

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

施設管理を通じてダム等の水源地域や、水路等施設の周辺地域への情報提供及び必要な打合せを行い、地域の関係機関との連携を深めていくこととした。また、必要な打合せを実施して危機的状況時における協力関係等を構築して行くこととした。

(平成 1 6 年度における取組)

危機的状況時における関係機関との積極的な連携

平成 1 6 年度には、管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、年間延べ 2 3 2 回 (平成 1 5 年度は 2 4 2 回) の打合せ等を実施した。

< 情報提供の事例 >

- ・ 防災情報
- ・ 点検放流及びフラッシュ放流の実施
- ・ ダムの水管理情報
- ・ 水質情報 (水温、濁水、アオコなど)
- ・ コイヘルペス

< 打合せの事例 >

- ・ 水防関係
- ・ 非常時の連絡体制
- ・ 堤防の合同巡視
- ・ 警戒宣言発令時 (東海地震) の立入制限措置
- ・ 水質事故対応

これらの情報提供や打合せを行うことにより、関係機関との協力関係を醸成するとともに、連携の強化に努めた。

< 危機的状況時の協力関係の構築の事例 >

様々な情報提供や、打合せを実施することにより関係機関との連携を図る中で、危機的状況時における協力関係の構築が図られている。

- ・ 危機的状況時における関係機関との連絡体制の確立
- ・ 洪水に備えた水防訓練の実施
- ・ 事前通水停止及び配水ルールの確立
- ・ 自治体による洪水避難地図の作成

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、平成15年度に引き続き、防災情報や水質に関する情報など、様々な情報提供や打合せを関係機関と実施した。こうした情報提供等を行い、危機的状況時における関係機関との連携を図ることにより、中期計画に掲げる危機的状況時における関係機関との積極的な連携については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 関係機関との連携

用途間転用等関係機関との円滑な調整

(中期目標)

適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供等を行うこと等により積極的な連携を図ること。また、用途間転用等水資源の利用の合理化の実施、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

(中期計画)

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(年度計画)

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。(再掲)

(年度計画における目標設定の考え方)

用途間転用等水資源の利用の合理化が見込まれる施設について、積極的に関係機関との円滑な調整を図ることとした。

(平成 1 6 年度における取組)

用途間転用等関係機関との円滑な調整

2 (8) 事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整 (P . 1 7 5) の項に詳細を掲載。

1 . 概要

千葉県内における水需給バランス予測に基づく水源の過不足に対応するため、房総臨海工業用水の転用に伴う水源調整 (用途間転用及び水源融通) に伴い、次のような水量変更等を内容とする施設管理規程の変更を行った。

霞ヶ浦開発施設 (平成 1 7 年 4 月 1 日から変更実施)

千葉県水道用水	-	0.351 m ³ /s (新 規)
千葉県工業用水	1.20 m ³ /s	0.849 m ³ /s (0.351)

奈良俣ダム (平成 1 7 年 4 月 1 日から変更実施)

千葉県水道用水	1.328 m ³ /s	0.484 m ³ /s (0.844)
北千葉広域(企)水道用水	0.2 m ³ /s	1.044 m ³ /s (+ 0.844)

房総導水路 (平成 1 8 年 4 月 1 日から変更実施)

千葉県水道用水	0.500 m ³ /s	1.849 m ³ /s (+ 1.349)
千葉県水道用水	0.060 m ³ /s	0.411 m ³ /s (+ 0.351)
千葉県工業用水	5.200 m ³ /s	3.500 m ³ /s (1.700)

2. 施設管理規程の変更手続き

霞ヶ浦開発施設・奈良俣ダム

- ・施設管理規程の変更の認可 平成17年 3月28日
- ・施設管理規程の変更の認可 平成17年 3月28日
- ・建設負担金の調整に係る協定書締結 平成17年 3月24日
- ・補助金適化法に基づく使用目的変更の承認 平成17年 3月25日

房総導水路

- ・施設管理規程の認可(新規) 平成17年 3月25日

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、房総臨海工業用水の転用に伴う水源調整など水資源の利用の合理化の実施に当たって、関係機関との調整を実施した。今後ともの確な情報提供等を実施することにより、中期計画に掲げる用途間転用等関係機関との円滑な調整については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うとともに、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

(年度計画)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務についての説明責任の確保に努めるため、ホームページによる情報発信、一般紙、地方紙、専門紙等に対する適時的確な情報提供を実施する。また、機構業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について、平成15年度に引き続き調査検討を行うほか、次の取組を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構関係機関をはじめ、エンドユーザーである国民に対し、機構の業務をより一層理解してもらうため、ホームページによる積極的な情報発信、各種メディアへの適時的確な情報提供の実施や、有効に行えるPRの方法について検討を行うこととした。

(平成16年度における取組)

機構業務の効果の分かり易い説明方法の調査検討等

1. エンドユーザー（国民）に対する積極的な情報発信等

各種メディアを通じての、国民及び地域住民に対する機構業務についての説明責任の確保に努めるため、ホームページにより随時情報発信を行ったほか、一般紙や専門紙に対して、機構業務の説明会を実施したり記者発表を行う機会を増やしたりするなど機構業務を説明する機会を積極的に設けた。

2. 機構業務の効果に関する説明と意識調査

平成17年3月、試行的にテレビ番組（約30分）を用いて、水に関する知識や機構の役割等に関して情報提供を行い分かり易く説明することに加えて、エンドユーザーである家庭レベルでの意識・要望を調査するためアンケートを実施した

番組は、資源として水を捉えていただき水への意識を高めるとともに、機構の役割を認識していただく、といった内容で、1都5県において約600名のモニターを設け、エンドユーザーである一般家庭等における水及び水への要望等に関するアンケートを実施した。

その結果、番組に関しては、「学校などで見せてもよいのでは」、「機構の役割について

もっとPRをした方が良い」といったような意見を多くいただいた。

水に関する意見に関しては、「多々ある"水"の中では飲み水に関心が高い」・「自分の飲み水となる水源への関心が高い」・「水道水をそのまま飲む人の割合は、下流県は比較的小さく、上流県の方は下流県に比べ比較的大きい」・「子供の頃に比べ水道水をあまり飲まなくなった」・「安心できるおいしい水が望まれている」といったような意見の傾向が把握できた。

また、中には「豪雪地帯の雪を水資源として利用できないのか」・「下流の水質向上にも努めて欲しい」・「利根川と荒川が結ばれていることは知らなかった」といった意見も見られた。

〔タイトル〕 「再発見！水と生活 - 水がささえる豊かな社会 - 」

表-1 放映局一覧及び放映日時

局名	放送日	放送時間
東京MXテレビ	平成17年3月11日(金)	20:00～20:30
テレビ埼玉	平成17年3月12日(土)	9:30～10:00
とちぎテレビ	平成17年3月12日(土)	20:00～20:30
千葉テレビ	平成17年3月13日(日)	10:00～10:30
群馬テレビ	平成17年3月13日(日)	12:00～12:30
テレビ神奈川	平成17年3月13日(日)	17:30～18:00



写真-1 テレビ放映状況

3. 情報公開への対応について

平成16年度には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報開示の請求は42件あったが、何れも的確に審査・決定を行った。（内訳：開示10件・部分開示27件・不開示5件）

4. 関連公益法人への業務の発注について

(1) 関連公益法人への発注状況（平成16年度）

平成16年度における、当機構から関連公益法人である(財)水資源協会への発注実績は、総額で約14億4千万円、同じく関連公益法人である(財)愛知・豊川用水振興協会への発注実績は、総額で約4億8千万円、両協会への発注総額は約19億円となっている。

当機構との取引金額は、(財)水資源協会の業務収入の80.7%、(財)愛知・豊川用水振興協会については、同89.5%となっている。

表-2 機構財務諸表(平成16事業年度)

(単位：円)

名 称	事 業 収 入	独立行政法人の発注に係る金額	
		金 額	割 合
財団法人水資源協会	1,785,332,504	1,441,287,750	80.7 %
財団法人愛知・豊川用水振興協会	531,711,460	475,659,450	89.5 %

(2) 関連公益法人の業務概要

(財)水資源協会は水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源の開発、保全又は利用に関する調査、研究等を行い、併せて地域社会との連携の強化等の要請に応えるための活動を実施し、以て、水資源の開発、保全及び利用の合理化による水需給の安定化に寄与することを目的としている。

政府は、毎年8月1日を「水の日」とし、この日から一週間を「水の週間」と定め、水に関する各種の啓発活動を実施している。(財)水資源協会は、その実施主体として、公的機関と民間機関の積極的な参加と連携を確保する上で欠くことのできない中心的な役割を果たし、平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」においても、「世界水フォーラム事務局」とともに積極的な活動を行っている。

また、(財)愛知・豊川用水振興協会は、愛知用水及び豊川用水の適正利用、環境整備等に関する啓発を行うとともに、水路用地等の有効利用の促進を図り併せて、愛知用水及び豊川用水管理業務の円滑化・適正化に寄与することにより、地域の健全な発展を図ることを目的としている。

(3) 機構から関連公益法人の業務発注概要

両協会が、ダム、水路の建設、管理、環境及び広報等に関する最新の専門的かつ広範な知見を擁していること等から、次のような「シンクタンク」的な業務について随意契約により両協会に発注している。

専門的な知識を必要とする調査・研究業務

(例) 猛禽類保全対策検討、オオサンショウウオ生態等調査業務

多様な意見を集約するために中立的な外部組織を利用して行うことが適当な業務

(例) 水資源地域(阿木川)ビジョン推進手法検討業務

法人自らが蓄積した専門的情報資料を活用できる業務

(例) 水資源開発事業に関する技術情報等整理業務

専門的知識・経験を活用し、機構業務の執行を補助する業務

(例) 長良川河口堰管理技術検討業務

(4) 機構業務方法書における随意契約規定とその運用

当機構の業務方法書第11条では、「売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより、競争に付さねばならない。」と規定されているが、同方法書第13条では、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要する場合で競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。」と規定している。

よって、上記(3)に掲げるような専門性が高く、かつ公共性、公平性、客観性が求められる業務については、契約の性質又は目的が競争を許さないものであり、同方法書第13条を適用し、随意契約により業務を発注しているところである。

(5) 機構の取組

当機構としては、両協会に対する契約については、業務方法書等に基づき、機構の業務に必要な契約を適切な手続きにより行ってきたと考えているところであるが、平成17年度からは入札監視委員会の活用などにより透明性・公平性の更なる向上を図ることとしている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、機構業務の説明責任を果たすため、機構側から積極的にマスコミ等に機構事業の理解をしてもらう機会を設けた。また、水に関する意識を高めるとともに、エンドユーザーからの要望等を把握する取組として、テレビを用いた情報提供とアンケートを行った。引き続き、説明責任を果たすための情報提供・開示や、客観的に分かり易い説明方法の調査検討を実施等することとしており、これにより、中期計画に掲げる説明責任の向上(機構業務の効果の分かり易い説明方法の調査検討等)については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上
水管理情報の提供

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

中期目標期末において、機構が管理する利水及び治水機能を有する20ダムについて、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。（再掲）

(年度計画)

機構が管理する利水及び治水機能を有する全20ダムのうち、平成15年度に開始した6ダムに、新たに2ダムを加えた合計8ダムについて、毎日、ホームページを通じた水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）を発信する。（再掲）

2 . (2) 1) ホームページを通じた水管理情報の発信（ P . 1 1 8 ）の項に合わせて掲載。

(9) 説明責任の向上

財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備するとともに、閲覧場所等についての情報を発信する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても、積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

当機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成 1 6 年度における取組)

国民への財務内容の公開

平成 1 5 年度の財務諸表については、平成 1 6 年 1 0 月 1 4 日に通則法第 3 8 条第 1 項の規定による国土交通大臣の承認を受け、同月 1 9 日に当機構ホームページに掲載するとともに、財務諸表等を本社、支社、局及び全事務所に備え置き、閲覧を開始した。さらに、その閲覧場所について周知するために、各事務所の所在地一覧のページへリンク設定を行った。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令（平成 1 5 年国土交通省令第 1 0 4 号）により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及び地域により区分する「水系による」ものの 3 種類のセグメントについて、平成 1 5 年度の財務諸表において公表した。



図-1 財務諸表等のホームページ掲載状況（その1）

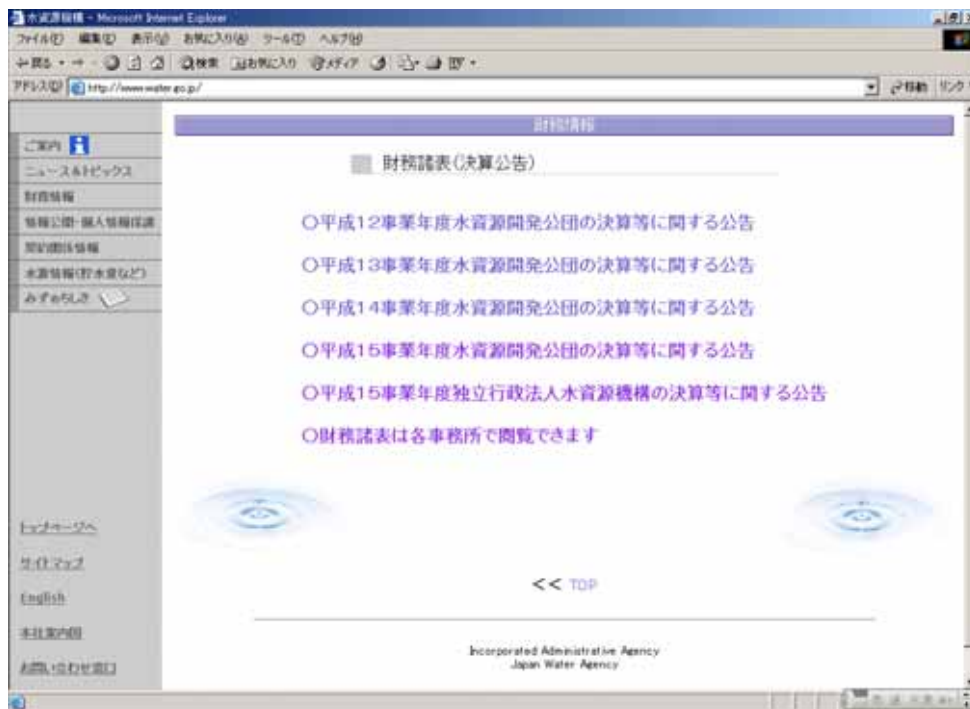


図-2 財務諸表等のホームページ掲載状況（その2）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、財務内容の透明性の確保を図るため、平成15年度財務諸表等をホームページに掲載した。また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表した。これらの取組を引き続き実施することにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（国民への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上

財務内容の公開

2) 機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の発行に伴い作成する機関投資家への事業報告書(インベスターズ・ガイド)については、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

引き続き業務運営の透明性を確保するため、平成15年度決算を織り込んだ事業報告書(インベスターズ・ガイド)や業務概要等を内容とする説明資料を作成し、機関投資家への決算等説明会を開催するとともに、機構のホームページにも掲載する。

(年度計画における目標設定の考え方)

当機構の説明責任の向上のため、機関投資家へ開示情報の充実を図り、積極的に公開をすることとした。

(平成16年度における取組)

機関投資家への財務内容の公開

1. 投資家・アナリスト説明会

平成16年10月15日に投資家・アナリスト向けに説明会を開催し、平成15年度決算等を中心に説明を行い、その内容を当機構ホームページにも掲載した。

なお、説明会の中で機関投資家より、利益剰余金、金利変動リスク等について活発な質疑がなされた。

2. 事業報告書

平成15年度決算を織り込んだ事業報告書(インベスターズ・ガイド)を投資家等に配布し、当機構ホームページにも掲載した。



図-1 インベスターズ・ガイド

1. ハイライト情報

単位：百万円

	平成15事業年度 平成16年3月
経常収益※1	89,590
経常利益※2	5,186
当期総利益	6,254
資本金※3	9,060
純資産額※4	70,040
総資産額	4,705,717
自己資本比率※5	1.5%
自己資本利益率※6	8.9%
職員数(定員)	1,828人

〔経営指標等の説明〕

※1 経常収益＝受託収入＋補助金等収益＋管理雑収入＋資産見返補助金等戻入
＋建設仮勘定見返補助金等戻入＋財務収益

※2 経常利益＝経常収益－経常費用

※3 資本金＝政府出資金

※4 純資産額＝自己資本＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※5 自己資本比率＝純資産額／総資産額

※6 自己資本利益率＝当期総利益／純資産額

図-2 インベスターズガイド記載例

(参考)

当機構が発行する財投機関債について、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、AA+（格付投資情報センター及び日本格付研究所）の格付けを取得した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

投資家からの一層の理解が得られるよう、平成16年度に実施した事業報告書の作成及び説明会を、毎年度継続して行うこととした。これにより、中期計画に掲げる財務内容の公開（機関投資家への財務内容の公開）については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上 ホームページの充実

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記 及び の情報の発信を行うほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組みを通じて、ホームページの充実を図ることにより、中期目標期末での年間アクセス件数を、16万件以上とする。

(年度計画)

積極的な情報発信を図り、ホームページの積極的な活用を図るため、上記 及び の情報の発信を行うほか、水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、「水の資料館」のリニューアルを実施する。

さらに、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組を通じて、ホームページの充実を図ることにより、平成16年度のアクセス件数を、20万件以上とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構事業についての国民の理解を得ることを念頭に、積極的な情報発信を図ることとし、機構から水に関する知識の啓発や機構が持つ技術力のアピールを行うこととした。

アクセス件数については、ホームページが近年普及し、その特性には経験的な所見は未だないところであり、平成15年度実績約35万7千件についても機構移行などに伴う一時的なアクセス増によるものではないかという分析を行った。

よって、平成16年度計画における数値目標設定についてはテーマパークにおいてリピーターの確保に苦慮している傾向が類似していることを勘案し、中期計画策定時の考えに基づいて前年度と比較し右肩下がりを想定した年間20万件以上を目標とした。

(平成16年度における取組)

ホームページの充実

平成16年度には、水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、ホームページサイト「水の知識」のうち、「水の資料館」のリニューアルとリンク集「水サイト100選」の充実を図った。また、パンフレット・報告書についてはトップページに本棚機能を追加した。併せて本社英語版ホームページについても閲覧し易いサイトにすべく構成の見直しを行い、リニューアルを行った。

当機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等については、本年3月末にその

一覧表を掲載した。

ホームページのアクセス件数は、目標値の20万件に対し、平成16年度末時点で約41万7千件に達した。平成16年度のアクセス件数については、ニュース性のある社会的な出来事の有無により激しく増減するという見受けられず、およそ月3万件を下回らないアクセス件数を常にキープしている状況である。このことは一般の方々のホームページを利用した情報収集が普及・定着してきたとともに、日常的に機構のホームページにアクセスしていただけるリピーター・固定客と呼んでもよい利用者を一定数確保できているためと思われる。



図-1 機構ホームページ リンク集「水サイト100選」(上)と「水の資料館」(下)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

ホームページについては、使い勝手をよくするためのリニューアルや迅速な情報発信等、魅力あるページ作りに取り組んできた。平成16年度の実績を踏まえ、今後とも積極的な情報発信に努めることにより、中期計画に掲げるホームページの充実については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上

パンフレット等の作成・更新

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、より有効で効率的な広報活動を実施するため、内容の充実を図るとともに、設置依頼箇所（平成15年4月現在 128箇所）を、10%増加させる。

(年度計画)

各支社の作成する概要書のデザインの統一等により、機構全体及び支社のイメージの均一化を図るとともに、企画・編集に重点的に注力し、その内容の充実を図る。

また、広報誌設置依頼箇所131箇所（平成15年度末現在）を、133箇所とし、2%増加させる。

(年度計画における目標設定の考え方)

「水がささえる豊かな社会」という機構のCIメッセージは機構のパンフレット等に記載されている。しかし、それぞれが特色のあるパンフレットとなっており、機構全体として統一されたデザインを採用しておらず、イメージの均一化が図られていない。そこで、今年度は各支社の作成する概要書のデザインを統一し、また、企画・編集に重点的に注力することにより、その内容の充実を図ることとした。

また、設置依頼箇所数については、平成19年度までの4.5カ年で10%の設置箇所数増加を目指すことから、各年度2%づつを割り振り、目標を設定することとした。

(平成16年度における取組)

パンフレット等の作成・更新

平成16年度も機構事業を紹介するパンフレットについて、適宜その作成・更新を行った。

また、関東管内の概要書の作成に当たり、表紙のデザインを機構の概要書「事業のあらまし2004」と統一し、イメージの均一化を図るとともに、施設の効果等を記載するなど、充実した内容とした。また、事業報告書（インベスターズ・ガイド）も表紙のデザインを統一し、広報誌の新規設置依頼箇所2%（2箇所）増加も達成した。

なお、広報誌の内容の充実として、当機構が施設周辺の地域の方々とともに、実施したイベント、ボランティア活動等を紹介する「地域との交流」のコーナーを新設した。

さらに、今後益々増える海外からの視察者対応として、日本語と英語を併記したバイリンガルのパンフレットを作成した。



図-1 バイリンガルパンフレット(筑後川局)



図-2 2004年版関東管内概要説明パンフレット

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機構移行後に更新・作成するパンフレット等については、関東管内の概要書を始めにデザインのイメージ均一化に取り組んだ。今後各支社局においても概要書の更新作成を行う際には順次デザインのイメージの統一を図っていく予定である。また、広報誌についても平成16年度に引き続き、魅力的な誌面作りに努めるとともに、今後とも積極的に同誌の設置依頼に取り組むことにより、中期計画に掲げるパンフレット等の作成については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上

「水の日」及び「水の週間」への取組

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施することにより、毎年度4万人以上の来場者数を確保する。

(年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」について、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等の取組を実施することにより、4万人以上の来場者数を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

来場者については、定着した行事とはいえ減少傾向にあることから、従来にも増して事前の広報宣伝に努めるとともに、イベントの内容についてそれぞれの地域特性を活かした企画により、家族連れの方々などが気軽に立ち寄っていただけるよう工夫を凝らすなどして、実績来場者数を維持した4万人以上とすることとした。

(平成16年度における取組)

「水の日」及び「水の週間」への取組

平成16年度の「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として7月30日に都内科学技術館において記念式典を行うとともに、同日から8月3日まで「水の展示会」を多数の親子連れなどの来場者が見込める科学技術館主催の科学の祭典の開催時期に併せて開催した。また、8月1日には特別企画のミュージカルを、8月8日には24回目を迎えた「ウォーターフェア-隅田川レガッタ」をそれぞれ実施し、広く国民の皆様には水や川に親しんでいただくとともに、隅田川の浄化についてのパネルを展示するなどして、私たちの生活と水との関わりや水の大切さについて関心を持っていただくことができた。そのほか「水とのふれあいフォトコンテスト」や国土交通省主催の「全日本中学生水の作文コンクール」に積極的に協力し、各地で上下流交流会や施設見学会を開催するなどして、全国で4万人以上(約5万5千人)の来場者数を得ることができた。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

「水の日」及び「水の週間」への取組については、国土交通省など関係機関と密接に連携を図り、各種行事を全国規模で実施できた。今後も引き続き事前の広報宣伝に努めるとともに、多くの方に来場していただけるようイベントの内容についてそれぞれの地域特性を活かした企画に取り組むことにより、中期計画に掲げる「水の日」及び「水の週間」への取組については、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9) 説明責任の向上
広報活動の質の向上

(中期目標)

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民に対する機構事業の説明責任の確保に努めること。

(中期計画)

広報活動の質の向上を図るため、年間を通じて各施設等において実施された広報活動について、毎年度、コンテスト等を実施する。

(年度計画)

広報活動の質の向上を図るため、平成15年度を通じて各施設等において実施された広報活動についてコンテストを実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

職員の広報意識の高揚と広報にかかる手法及び技術の向上を図るため、前年度に各施設等において実施された広報活動についてコンテストを実施することとした。

(平成16年度における取組)

広報活動の質の向上

平成15年度に実施した広報活動について広報コンテストを平成16年5月に実施した。

また、前年度の広報活動で良いと思われるものを翌年度の広報活動に反映することを目的に広報コンテストの実施時期を年度の始めから年度の終わりに変更した。そのため、平成16年度に実施した広報活動について平成17年2月に実施することになり、平成16年度は2回広報コンテストを実施し、平成17年2月のコンテストでは、プレゼンテーションを各事務所職員が傍聴することにより広報技術の向上を図った。

更に機構内電子掲示板への掲載により職員へ周知徹底し、広報意識の高揚を図った。



写真-1 プレゼンテーションの様子



写真-2 表彰を受けた事業所職員等

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

広報コンテストについては、平成16年度中の実施について平成15年度の活動分を対象としたコンテストを実施した。

また、効果的な広報活動に寄与するため、前年度の広報活動で良いと思われるものを翌年度の広報活動に反映することを目的に広報コンテストの実施時期を年度の始めから年度の終わりに変更するなどとした。

今後も職員の広報意識の高揚と広報に係る手法及び技術の向上を目的として、広報コンテスト等の取組を実施することにより、中期計画に掲げる広報活動の質の向上については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1 0) 事業関連地域との連携促進

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備・施設管理の取組みを行うこととし、特に、用水路等事業においては、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを行う。

(年度計画)

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備を行うため、全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズの把握に取り組む。

特に、用水路等事業においては、2事業において、取水施設や調整池周辺の地域環境との調和等に配慮した施設整備を行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換等によりニーズを把握し、これを事業に反映することとした。

(平成 1 6 年度における取組)

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

1 . 地域ニーズの把握

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備及び施設管理を行うため、ダム管理では水源地域ビジョンの取組を核とし、水路管理では管理運営協議会を中心として、全事務所において地域代表者との意見交換等を行った。また、ダム建設では事業説明会等を中心として地域代表者等との意見交換の場を持った。その結果、得られた地域ニーズを基に、以下のような取組を実施している。

水源地域ビジョンとは

水源地域ビジョンとは、ダム水源地域の自治体、住民等がダム管理者と共同で、下流の自治体・住民や関係行政機関に協力を求めながら策定する水源地域活性化のための行動計画であり、ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的としている。

なお、当機構の管理する特定施設であるダム(20ダム)については、平成15年度末までに策定を完了している。

表-1 地域ニーズに基づく取組（ダム等管理関連）

地域の要望	実施した内容	実施施設
・ダム湖及びダム周辺を活用した地域振興	ダム湖活用環境整備事業の実施	草木ダム等
	ダム周辺の管理用道路整備	矢木沢ダム
	ダム湖を利用したイベントの実施	早明浦ダム等
	環境学習の場として原石山の利用を検討	日吉ダム
	ダム湖利用の促進	布目ダム等
・親水性を高めた湖岸整備	親水性のある護岸整備	味噌川ダム等
・自然環境と共生した地域づくり	クマタカに配慮した原石山跡地の利用	浦山ダム
	ホタル水路見学会の実施	霞ヶ浦開発
	人工浮島の設置	比奈知ダム等
・ダム下流河川の環境改善	三波石峡の復活（土砂の供給）	下久保ダム
	フラッシュ放流の実施	高山ダム
	河川環境に関する調査会等の実施	早明浦ダム等
・水質保全	水質保全施設の有効運用	阿木川ダム等
	黒部川の水質改善方法の協議	利根川河口堰
・湖岸植生等の保護	住民参加による意見交換会の実施	霞ヶ浦開発
	維持浚渫土を利用した湖岸前浜の造成	霞ヶ浦開発

表-2 地域ニーズに基づく取組（水路管理関連）

地域の要望	実施した内容	実施施設
・幹線水路沿線地域の環境保全	景観に配慮した舗装及びフェンスの設置	香川用水
・流域下流部における水質改善	アオコ対策の実施	成田用水等 2 用水
	黒部川の流動化等の協議	東総用水
	印旛沼の流動化運転	印旛沼開発
・施設見学会の開催	サケの遡上観察会	利根導水

<具体的な取組事例 1 >

ダム管理の事例（下久保ダム管理所）

ダムからの放流情報などをお知らせする情報表示板（3ヶ所）の新設に当たり、平常時に活用したいとする地域のニーズに応え、地域の観光情報などをイラストを交えて表示できるよう機能に工夫を加えた。

なお、地域の情報を発信することにより、掲示板の表示に目が向き、緊急時の情報伝達に役立つ効果も期待できる。



写真-1 完成した情報表示板

<具体的な取組事例 2 >

湖沼管理の事例〔霞ヶ浦開発総合管理所（現：利根川下流総合管理所）〕

湖岸堤の築造により一部前浜が消失するなど湖岸環境が変化したため、漁業関係者等より湖岸環境の改善を強く求められている。霞ヶ浦開発総合管理所（現：利根川下流総合管理所）では、管理業務の中で舟溜航路等の維持浚渫を行っており、この維持浚渫土を利用して湖岸の7箇所では前浜を造成した。

この前浜で形成される砂礫床はワカサギ等の産卵場になることが期待できるほか、前浜は水生植物の植生基盤にもなり、生物の多様性への寄与が期待できる。

なお、これらの前浜のうち1箇所は、市民団体が環境学習の場として要望した箇所でもある。



写真-2 前浜造成の施工状況

<具体的な取組事例 3 >

水路管理の事例〔成田・北総東部・東総用水(千葉用水総合事業所)〕

農業用水を貯留するファームpond(F.P)でアオコが発生し、スプリンクラーの目詰まりや異臭が発生している。このアオコ発生抑制対策として、遮光方式となる六角フロートを設置し、効果を上げている。



写真-3 F.Pに設置された六角フロート

2．地域環境に配慮した水路づくりの事例

<具体的な取組事例 1>

房総導水路建設事業

利根川より取水した水を揚水するための施設である両総用水第一揚水機場（写真-4）の周辺には、水路に沿って桜並木があり、地域の人々に親しまれている。

本事業の中で実施された同揚水機場の改修に当たっては、地域代表者との意見交換やアンケート調査結果を参考として、色彩の選定を行った。



写真-4 市民からのアンケート結果等を反映させた両総用水第一揚水機場

<具体的な取組事例 2>

香川用水施設緊急改築事業

工事用道路の側溝について、小動物に優しい側溝（写真-5）を取り入れた。また、蛭が生息している箇所での施工に当たっては、工事施工後も蛭が繁殖し易い環境をつくるため護床ブロックを配置（写真-6）を工夫した。さらに、地元環境との調和に配慮した水路フェンスの設置や管理用道路のカラー舗装（写真-7）を実施した。



写真-5 小動物に優しい側溝



写真-6 自然環境に配慮した護床ブロックの配置



写真-7 環境に配慮した管理用道路

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

全事務所で様々な形で地域代表者との意見交換等や、地域のニーズの把握を行い、対応可能なものから逐次実施した。

また、用水路等事業では、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりに取り組んだ。引き続きこれらの取組を行うことにより、中期計画に掲げる地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、本中期目標期間中、着実に達成できるものと考えている。

(1 0) 事業関連地域との連携促進

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、年1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、平成16年度中1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加する。

(年度計画における目標設定の考え方)

事業関連地域との連携を促進するため、平成15年度に引き続き、全事務所において年度中最低1回は施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加することとした。また、上下流の相互理解を促進するための交流については、水源地の見学会や利水施設の見学会、水源涵養のための植樹活動等を実施していくこととした。

(平成16年度における取組)

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

1. 施設周辺地域とのコミュニケーション

調査・建設・管理に係る全ての事務所において、施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

なお、特定施設であるダム(20ダム)においては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局等として参加し、ダム水源地域との連携を図った。

コミュニケーション活動は、その内容により次表のように大別され、地域行事への参加(協力)、清掃活動、施設見学会等は、多くの事務所で取り組んでいる。

表-1 施設周辺地域での活動内容

清掃活動	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の実施する河川やダム湖周辺等の清掃活動に参加・ 利害者の実施する水道水源施設の清掃活動に参加・ カヌーを活用した貯水池の清掃活動を実施・ 貯水池に溜まった流木のリサイクルとして、希望者に配布するなどの活動を実施	30事務所
------	--	-------

施設見学会等	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺市町村の住民に施設を見学会してもらい、併せて意見交換会を実施 周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 小学生による施設見学に併せて水質学習会を実施（水質調査を体験） 	30 事務所
地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実施するイベント等に参加・協力 パネルの展示等により事業をPR、イベントの参加者にアンケートを実施 祭り、マラソン大会、レガッタ大会、つり大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力 	33 事務所
植樹活動	<ul style="list-style-type: none"> 水源地域での植樹活動などに参加又は協力 	16 事務所
利水者との交流	<ul style="list-style-type: none"> 各土地改良区を個別に訪問し意見交換 水道事業者と相互の施設の見学会を実施 	23 事務所
地域との意見交換等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民等と共同で施設の巡視を行い意見交換 施設周辺地域の歴史を学ぶため、地域住民を講師とした勉強会を実施 	17 事務所
水の週間行事等	<ul style="list-style-type: none"> 「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施 	24 事務所
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地元の小学生と共同で浮島を製作 水の大切さや施設の役割を知ってもらうよう、小学校の訪問授業を実施 地元の小学生に巣箱を作成してもらい、ダム湖周辺に設置 地元自治体や学校の実施する職場体験を受入 施設見学時に書いてもらった感想文についての表彰を実施 地元の中学生に水難防止ポスター用の絵を書いてもらい掲示 	19 事務所



写真-1 カヌーでの湖上観察（奈良俣ダム）



写真-2 地域住民との植樹（香川用水）



写真-3 筑後川での清掃活動



写真-4 地域住民によるマラソン大会（室生ダム）

2. 上下流交流活動の推進について

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動に、15事務所に参加又は協力した。

<取組事例>

(1) 下流受益地の方々が水源地域で植樹活動を実施

平成4年に誕生した水源の森「平成日進の森」で、上下流の住民が協働して行う育樹作業（枝打ち）に参加（味噌川ダム）。

愛知用水受益市町連絡会議が主催し、牧尾ダム周辺の造林地において行うヒノキ苗の植林活動に参加（愛知用水）。

(2) 下流受益地域の方々が水源施設を訪れ、水源地域の方々と交流

埼玉県東松山市の親子（利水地域）と同県神泉村の親子（水源地域）約80名が集い、施設見学、木工教室などを通じて交流した（下久保ダム）。

名古屋市、愛知県日進市の小学生（利水地域）と長野県木祖村の小学生（水源地域）約70名が集い、ダムの役割を知ってもらうとともに、木祖村の自然に親しみながら交流した（味噌川ダム）。

水源地域への感謝と施設の安全・豊水を祈願して、水没移転者と利水者とが集う水源祭に参加（江川ダム）。

(3) 受益地域で行われる行事等に水源地域が参加

東京都水道局の実施する水道週間行事（おいしい水キックオフイベント）に参加。水源地域の群馬県東村有志が獅子舞を演じるとともに、水源地域のPRを実施した（草木ダム）。

名古屋市上下水道局が浄水場の開放を行う水道週間行事に参加し、物産の販売、ダムのパネル展示等を行った（岩屋ダム・味噌川ダム）。

京都府向日市が主催する「水道フェア」に同府日吉町（水源地域）とともに参加し、パネルの展示等を行った（日吉ダム）。



写真-5 上下流交流風景 1（下久保ダム）
（受益地域の親子と水源地域の親子との交流）



写真-6 上下流風景 2（草木ダム）
（利水者のイベントに水源地域の住民が参加）



写真-7 上下流風景 3（江川ダム）
（江川ダム直下流の地区住民と福岡市民との交流）



写真-8 上下流交流風景 4（早明浦ダム）
（香川県の中学生による水源巡りの旅 出発式）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、施設周辺地域とのコミュニケーション及び上下流交流活動を平成15年度に引き続き実施した。平成17年度以降も継続して実施することにより、中期計画に掲げる地域交流の実施とコミュニケーションの増進については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(1 0) 事業関連地域との連携促進
生活再建対策の実施と地域振興への協力

(中期目標)

事業への理解を得るとともに、円滑な事業推進等を図るため、事業関連地域と積極的な連携を図ること。特に、上下流地域の連携を促進するとともに、水源地域の保全・活性化に関する施策についても、利害者との調整を図りつつ、積極的に参画すること。

(中期計画)

新築又は改築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(年度計画)

新築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構が新築事業を進める上で、事業に直接関わる地域の住民及び下流の受益地域の理解と協力は必要不可欠であることから、当機構として関係者への生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力することとした。

現在、機構では6ダムが水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び水源地域対策基金それぞれの対象ダムとして指定されている。

なお、戸倉ダムは、同法の対象ダムには指定されていないが、基金の対象ダムとしての指定を受けている。

機構は、計画的で的確かつ円滑な事業の実施を行うために、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力するものである。

(平成 1 6 年度における取組)

生活再建対策の実施と地域振興への協力

1. 生活再建対策の実施

生活再建対策については、小石原川ダム建設事業で移転を余儀なくされる36世帯に対して、生活再建対策の要となる移転先等に関する意向調査を実施し、集団移転を希望する18世帯とは候補地の絞り込みを行うなど集団移転地対策を進めたことで、円滑な実施計画調査の実施に寄与することができた。

また、戸倉ダム建設事業は、利根川・荒川水



図-1 水源地域対策・水源地域対策基金のイメージ
(国土交通省ホームページから抜粋)

源地域対策基金の対象ダムとしての指定を受けて、群馬県片品村において下水道事業など5事業が実施されてきたが、平成15年12月に同建設事業の中止が決定されたことから、基金事業の在り方について議論されてきた。同基金としては、第三者委員会の提言を受けて、現在着手済みでその機能発現のために最小限必要な生活基盤整備事業は実施する方針が示されたことで、撤退に向けての円滑な事業の実施が可能となった。



写真-1 小石原川ダム建設に伴う移転家屋



写真-2 片品村下水処理場（戸倉ダム）

課 題

徳山ダムの建設に伴い造成した5ヶ所の集団移転地(413戸)のうち、文殊地区(83戸)については、昭和62年頃から家屋の損傷の申し出が相次いだことから、平成8年5月に外部専門家による「集団移転地文殊地区に関する技術調査会」を発足させ、家屋損傷の原因等を調査し、52戸に対して再移転等の対策を実施した。

しかし、対策外となった残り31戸(=地盤沈下対策部外)の住民からも、家屋の損傷について申出があったことや、文殊地区の今後に対する将来像について説明を求められたことから、平成16年7月に専門家による第三者検討会である「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」を設置し、宅地地盤としての技術的評価を行った。

その結果、「地盤沈下対策部外の宅地地盤は、戸建建物を建設するに当たり問題が生じる地盤とまでは言えないものの、埋戻土中に混入した岩塊等の周囲の締固めが充分に行われなかったため、局部的に地耐力が低下して建物の損傷が生じたものであるが、宅地地盤として求められている地耐力と沈下量は許容範囲内に収まっており、また今後も大きな変状を生じる可能性は極めて低く、建物を補修

することにより住宅としての性能を確保することができる。」との報告を得た。

この報告を踏まえて、平成16年12月28日、機構は、損傷を受けた建物を補修することにより住宅としての性能を確保し、補修に要する費用は徳山ダム建設事業費からは支出せず、機構全体から生ずる当期の財務収益から支弁する方針を示したところである。

今後も引き続き地盤沈下対策部外者をはじめ、ユーザー、関係機関等に対しても十分な説明を行い、適切な対応を実施していく。

中日新聞 西刊 (朝刊) (西巻) 25
2004年(平成16)12月29日(水曜日)

水資源機構
文殊団地
地盤沈下
再移転は認めず
残る29戸補修へ

徳山ダムの建設に伴い造成した5ヶ所の集団移転地(413戸)のうち、文殊地区(83戸)については、昭和62年頃から家屋の損傷の申し出が相次いだことから、平成8年5月に外部専門家による「集団移転地文殊地区に関する技術調査会」を発足させ、家屋損傷の原因等を調査し、52戸に対して再移転等の対策を実施した。

しかし、対策外となった残り31戸(=地盤沈下対策部外)の住民からも、家屋の損傷について申出があったことや、文殊地区の今後に対する将来像について説明を求められたことから、平成16年7月に専門家による第三者検討会である「集団移転地文殊地区の宅地地盤に関する検討会」を設置し、宅地地盤としての技術的評価を行った。

その結果、「地盤沈下対策部外の宅地地盤は、戸建建物を建設するに当たり問題が生じる地盤とまでは言えないものの、埋戻土中に混入した岩塊等の周囲の締固めが充分に行われなかったため、局部的に地耐力が低下して建物の損傷が生じたものであるが、宅地地盤として求められている地耐力と沈下量は許容範囲内に収まっており、また今後も大きな変状を生じる可能性は極めて低く、建物を補修することにより住宅としての性能を確保することができる。」との報告を得た。

この報告を踏まえて、平成16年12月28日、機構は、損傷を受けた建物を補修することにより住宅としての性能を確保し、補修に要する費用は徳山ダム建設事業費からは支出せず、機構全体から生ずる当期の財務収益から支弁する方針を示したところである。

今後も引き続き地盤沈下対策部外者をはじめ、ユーザー、関係機関等に対しても十分な説明を行い、適切な対応を実施していく。

図-2 新聞記事掲載(平成16年12月29日 中日新聞)

2. 地域振興への協力

地域振興への協力としては、荒川ダム総合事業所（滝沢ダム建設事業）において、国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所と共同して、建設事業では初めての取組となる二瀬ダムと滝沢ダムに係る「荒川源流水源地域ビジョン」を策定した。

滝沢ダムの水源地域村である埼玉県大滝村は2005年4月に秩父市と合併したが、秩父市には滝沢ダム・二瀬ダムのほかに機構が管理する浦山ダムもあり、新たに策定された「荒川源流ダム水源地域ビジョン」が新生秩父市の活性化に大いに役立つことが期待される。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成16年度には、小石原川ダム建設事業の生活再建対策に係る意向調査等が計画どおり順調に進んだことで、当該年度に計画していた実施計画調査も遅滞なく円滑に完了することができた。

生活再建対策の実施及び地域振興への協力は、新築事業、特にダム等事業を計画的かつ的確に実施するためには必要不可欠な要素であり、それぞれの事業が所要の措置を引き続き講じていくことで、中期計画に掲げる生活再建対策の実施と地域振興への協力については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。